



目次

規 則	ページ
◎高知県女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主等を定める規則	1
告 示	
◎告示（指定金融機関等の名称、位置）の一部改正（会計管理課）	1
公 告	
○高知県土地利用基本計画の変更（用地対策課）	1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	1
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	2
◎高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程	2
◎高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服費と規程の一部を改正する規程	2

規 則

高知県女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主等を定める規則をここに公布する。
平成28年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第9号

高知県女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主等を定める規則

（趣旨）

第1条 この規則は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号。以下「政令」という。）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の規定により特定事業主行動計画（同項に規定する特定事業主行動計画をいう。）を定めなければならない特定事業主（同項に規定する特定事業主をいう。次条において同じ。）その他の事項に関し、政令第1条第1項に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（特定事業主等）

第2条 政令第1条第2項の規則で定めるものは次の表の左欄に

掲げる者とし、同項の規則で定める職員はそれぞれ同表の右欄に掲げる職員とする。

特定事業主	職員
知事	知事が任命する職員
高知県議会議長	高知県議会議長が任命する職員
高知県公営企業局長	高知県公営企業局長が任命する職員
高知県代表監査委員	高知県代表監査委員が任命する職員
高知県人事委員会	高知県人事委員会が任命する職員
高知海区漁業調整委員会	高知海区漁業調整委員会が任命する職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第204号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 指定金融機関の表中

「	清水	」	土佐清水市
「	御荘	」	土佐清水市
「	清水	」	土佐清水市

平成25年1月1日

昭和39年4月1日

「	四国中央	」	四国中央市
「	御荘	」	南宇和郡愛南町

平成25年1月23日

を

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

平成25年1月1日	「	四国中央	」	四国中央市
-----------	---	------	---	-------

平成25年1月23日

に改める。

公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定による高知県土地利用基本計画を平成28年3月22日に変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定に基づきその要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係図書は、高知県土木用地対策課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成28年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県土地利用基本計画図に係る変更の要旨

森林地域 四万十市、香美市、土佐町、日高村、四万十町及び大月町において変更した。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

高知県公営企業局長 門田 純一

高知県公営企業局管理規程第4号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、同表の左欄に掲げる職を占める職員のうち公営企業局長が別に定める職員については、同表の右欄に定める区分とせずに、公営企業局長が別に定める額とすることができる。

第9条の2中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」を「医師又は助産師」に改める。

別表第1の4級の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれらに相当する職務」を削り、同表の5級の項、6級の項及び7級の項中「又はこれに相当する職務」を削る。

別表第2の1の表4級の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれらに相当する職務」を削り、同表の2の表3級の項及び4級の項中「係長又は」を削り、同表の2の表5級の項中「

班長若しくは」を「又は」に改め、「又はこれらに相当する職務」を削り、同表の2の表6級の項中「の職務若しくは」を「又は」に改め、「又はこれらに相当する職務」を削り、同表の3の表3級の項及び4級の項中「又はこれに相当する職務」を削り、同表の3の表5級の項中「の職務若しくは」を「副看護長又は」に改め、「又はこれらに相当する職務」を削り、同表の3の表6級の項中「の職務又はこれに相当する」を「又は副看護部長の」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

高知県公営企業局長 門田 純一

高知県公営企業局管理規程第5号

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「並びに室、科」を「及びセンター並びに室、科、センター」に改め、同項の表中

部名	室、科及び課名
----	---------

を

部及びセンター名	室、科、センター及び課名
----------	--------------

に、「地域医療室」を「入退院支援センター」に、「感染管理室」を「感染管理室 緩和ケア支援室」に、

経営事業部	経営事業課
-------	-------

を

経営事業部	経営事業課
病院総合医養成センター	

に改める。

第9条中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 病院総合医養成センターの分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合医の養成に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、センターに関する必要な事項
- 第9条第11項中「経営事業部経営事業課及び病院総合医養成センター」を「診療部地域連携室及び経営事業部経営事業課」に改め、第2号を削り、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。
- (1) 診療部地域連携室の分掌事務
 - ア へき地診療所等への医師派遣に関すること。
 - イ へき地診療所等の診療応援に関すること。
 - ウ へき地勤務医師の研修派遣に関すること。
 - エ へき地医療の調査研究に関すること。
 - オ 無医地区巡回診療に関すること。
 - カ 紹介に基づく診療の連絡調整に関すること。
 - キ 医療機器の共同利用の連絡調整に関すること。
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、へき地医療の確保及び充実並びに地域医療の連携促進に関すること。
- 第9条第12項第1号中キをケとし、カをクとし、オの次に次のように加える。

- カ 入退院支援センター
 - (ア) 入退院の支援に関すること。
 - (イ) へき地診療所等への医師派遣に関すること。
 - (ウ) へき地診療所等の診療応援に関すること。
 - (エ) へき地勤務医師の研修派遣に関すること。
 - (オ) へき地医療の調査研究に関すること。
 - (カ) 無医地区巡回診療に関すること。
 - (キ) 紹介に基づく診療の連絡調整に関すること。
 - (ク) 開放型病床の利用の連絡調整に関すること。
 - (ケ) 医療機器の共同利用の連絡調整に関すること。
 - (コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、へき地医療の確保及び充実並びに地域医療の連携促進に関すること。

- キ 緩和ケア支援室
緩和ケアに関すること。

第9条第12項第2号フを同号へとし、同号ヒの次に次のように加える。

フ へき地医療に係る事務に関すること。

第14条の表中「センターの」を「センター（部の内部のセンターを含む。第16条第2項において同じ。）の」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のよ

うに定める。

平成28年3月31日

高知県公営企業局長 門田 純一

高知県公営企業局管理規程第6号

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局事務処理規程（平成8年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の(18)のイの項、3の(20)のイの項、3の(21)のイの項及び3の(22)のイの項中「次長」を「次長及び企業技術監」に改め、同表3の(24)のアの(ア)の項中「及び次長」を「次長及び企業技術監」に改め、同表備考を次のように改める。

- 備考 1 「決裁権者」欄の「局長」に○印のある事務は局長が、「次長」に○印のある事務は次長が、「課長」に○印のある事務は課長が、「課長補佐」に○印のある事務は課長補佐が、当該事務の決裁権者であることを示す。
- 2 企業技術監に係る3の(18)、(20)から(22)まで及び(24)の事項に係るこの表の規定の適用については、「決裁権者」欄の「次長」とあるのは、当該職と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

高知県公営企業局長 門田 純一

高知県公営企業局管理規程第7号

高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

別表中

看護師 准看護師 助産師	病院に勤務する職員（あき総合病院の精神科に勤務する職員を除く。）	予防衣	2着	2年
		看護衣（夏）（又は看護上衣（夏）及びズボン）	2着	2年
		看護衣（冬）（又は看護上衣（冬）及びズボン）	2着	2年

		看護帽	2個	2年
		靴下	40足	1年
		看護靴	2足 (別に定めるものについては、1足)	1年
	あき総合病院の精神科に勤務する職員	予防衣	2着	2年
		看護上衣(夏)	2着	2年
		看護上衣(冬)	2着	2年
		ズボン	4着	3年
		靴下	40足	1年
		看護靴	2足	1年
看護助手	病院に勤務する職員(あき総合病院の精神科に勤務する職員を除く。)	予防衣	2着	2年
		看護衣(夏)(又は看護上衣(夏)及びズボン)	2着	2年
		看護衣(冬)(又は看護上衣(冬)及びズボン)	2着	2年
		靴下	40足	1年
		作業帽	2個	2年
	あき総合病院の精神科に勤務する職員	予防衣	2着	2年
		看護上衣(夏)	2着	2年

を「

		看護上衣(冬)	2着	2年
		ズボン	4着	3年
		靴下	40足	1年
		看護靴	2足	1年

」

看護師、准看護師及び助産師	病院に勤務する職員	予防衣	2着	2年
		看護衣(夏)(又は看護上衣(夏)及びズボン)	2着	2年
		看護衣(冬)(又は看護上衣(冬)及びズボン)	2着	2年
		靴下	40足	1年
		看護靴	2足 (別に定めるものについては、1足)	1年
看護助手	病院に勤務する職員	予防衣	2着	2年
		看護衣(夏)(又は看護上衣(夏)及びズボン)	2着	2年
		看護衣(冬)(又は看護上衣(冬)及びズボン)	2着	2年
		靴下	40足	1年

」

に改め、同表注1中「、看護衣(冬)(又は看護上衣(冬)及びズボン)、看護上衣(夏)及び看護上衣(冬)」を「及び看護衣(冬)(又は看護上衣(冬)及びズボン)」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。